計画を記載した書面又は当該事由が当該内部モデル手法採用社のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出するものとする。

（内部モデル手法に係る承認後のモニタリング）

第百六十四条　内部モデル手法採用社は、モニタリング（金融庁長官が、内部モデル手法を使用することについて承認を与えた場合において、その後相応の頻度により又は必要に応じて運用状況を確認することをいう。次項において同じ。）に備えて、第百七十一条第一項第五号に規定する内部モデル手法に係る検証に関する報告書を金融庁長官の求めに応じて提出できるように準備するものとする。

２　金融庁長官が、前項に規定する内部モデル手法に係る検証に関する報告書の提出に加えてモニタリングのために必要と認める場合には、内部モデル手法採用社は、金融庁長官の求めに応じて、第百六十二条に規定する承認の基準に継続的に適合していることを示す書面を提出するものとする。

（内部モデル手法に係る承認の取消し）

第百六十五条　金融庁長官は、第百六十三条第一項第二号又は前条第二項に掲げる場合であって、内部モデル手法を用いて第百五十九条に規定する内部モデル手法の適用対象の全部又は一部の所要資本の額を算出することが不適当と判断したときは、第百五十八条第一項の承認の全部又は一部を取り消すことができる。

２　内部モデル手法採用社は、前項の定めるところにより、承認を取り消された場合は、その範囲に応じて、内部モデル手法に代えて標準的手法（前章に定めるところにより、所要資本の額を算出する手法をいう。以下この章において同じ。）を用いるものとする。

（内部モデル手法の適用）

第百六十六条　内部モデル手法採用社は、第百五十九条に規定する内部モデル手法の適用対象の全てについて内部モデル手法を適用するものとする。ただし、部分内部モデル手法を適用する旨を第百六十条第二項第三号に掲げる内部モデル手法実施計画に定めている場合は、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、内部モデル手法採用社は、その事業の大部分にわたる会社分割その他の特段の事情がある場合には、金融庁長官の承認を受けたときに限り、内部モデル手法の全部又は一部に代えて標準的手法を用いることができる。

（統計的品質基準）

第百六十七条　第百六十二条第一号に掲げる「統計的品質基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一　計算手法及び計算前提の妥当性

二　重要なリスクの捕捉

三　データ及びエキスパート・ジャッジメント（統計的、経験的その他の客観的な証拠のみでは一意に選択又は設定することが困難なデータ、前提条件又は計算手法を、保険数理、リスク管理その他の関連領域の専門家の経験又は知見を基に決定する判断行為をいう。以下この章において同じ。）の管理方針の整備

四　リスクの統合及び分散効果の適切性

五　保険負債の計算手法との整合性の確保

六　リスク削減手法の認識及びマネジメント・アクションの考慮

七　内部モデル手法による予測と実績の比較

八　部分内部モデル手法の妥当性（ただし、部分内部モデル手法を採用している場合に限る。）

２　前項第一号に掲げる「計算手法及び計算前提の妥当性」とは、次の各号に定めるものをいう。

一　内部モデル手法において、基礎となる定量的な計算手法が一般に用いられる市場の慣行、頑健な保険数理及び統計理論に沿っていること。

二　内部モデル手法において、選択された計算手法がリスク及び事業の性質、規模及び複雑性に照らして適切であること。

三　内部モデル手法において、使用される計算手法が最新、かつ、信頼できる情報及び現実的な仮定に基づいていること。

四　内部モデル手法において、主要な仮定が理論的かつ経験的に妥当であること。

五　内部モデル手法において、前提条件の作成手法が適切な保険数理及び統計理論に沿っていること。この場合において、当該前提条件が最新かつ合理的なものであり、検証されていること。

３　第一項第二号に掲げる「重要なリスクの捕捉」とは、内部モデル手法を適用する範囲において、保険会社等がさらされる全ての重要で定量化可能なリスクを当該内部モデル手法の計測対象としていることをいう。

４　第一項第三号に掲げる「データ及びエキスパート・ジャッジメントの管理方針の整備」とは、次の各号に定めるものをいう。

一　内部モデル手法の利用において、次のイ及びロに定める要件を確保するためのデータ管理方針を適切に整備していること。

イ　内部モデル手法において使用されるデータが、最新かつ十分な信頼性を有し、正確、完全かつ適切なものであること。

ロ　自社固有ではないデータを内部モデル手法において使用する場合には、当該データの限界を理解するとともに、自社ポートフォリオのリスク特性と整合的であるかを確認し、かつ、必要に応じて当該データを調整して使用していること。

二　内部モデル手法の利用において、次のイからハまでに定める要件を確保するためのエキスパート・ジャッジメント管理方針を適切に整備していること。